

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以降に取得したもの
取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価
ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
 - 取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
 - イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価（または償却原価法（定額法））
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
 - イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当はありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 13年～50年
 - 工作物 10年～75年
 - 物品 3年～20年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

(ソフトウェアについては、当組合における見込利用期間(5年)に基づく定額法によ
っています。)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース
取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引
を除きます。)

・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実
質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上してい
ます。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上し
ています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上して
います。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当とし
て支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち山都町へ按
分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関
する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込
額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース
契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、または固定資産の取得価額等の概ね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

会計方針の変更はありません。

(2) 表示方法の変更

表示方法の変更はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

資金収支計算書における資金の範囲の変更はありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、令和元年3月31日において廃止されました。

(2) 組織・機構の大幅な変更

組織・機構の大幅な変更はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

保証債務及び損失補償債務負担はありません。

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

- ② 一般会計等財務書類の対象範囲は普通会計の対象範囲と同様です。
③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	-
連結実質赤字比率	-
実質公債費比率	4.8%
将来負担比率	16.6%

- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額
- | | |
|---------|-----------|
| 継続費通次繰越 | 0千円 |
| 繰越明許費 | 273,509千円 |
| 事故繰越 | 7,286千円 |

- ⑦ 過年度修正等に関する事項

過年度修正等に関する事項はありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 減価償却累計額

事業用資産	12,915,823千円
建物	12,704,097千円
工作物	211,726千円
インフラ資産	34,122,180千円
建物	34,856千円
工作物	34,087,324千円
物品	160,489千円

- ② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	7,115,300千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	929,699千円
将来負担額	13,006,182千円
充当可能基金額	2,843,892千円
特定財源見込額	18,162千円
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	9,115,521千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当する事項はありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 551,413千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	14,132,987千円	14,594,867千円
繰越金に伴う差額	△394,088千円	-
歳計外剰余金処分による基金積立に伴う差額	-	70,000千円
資金収支計算書	13,738,899千円	13,664,867千円

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	1,248,373千円
投資活動収入の国県等補助金収入	590,258千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	1,464,791千円
減価償却費	△1,553,637千円
賞与等引当金繰入額	△155,794千円
退職手当引当金繰入額	0千円
徴収不能引当金繰入額	△18,747千円
資産除売却益（損）	△1,015千円

純資産変動計算書の本年度差額 △325,856千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

また、一時借入金はありません。

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引はありません。